

災害廃棄物対策室

1. 近年の自然災害における災害廃棄物対策

昨年度も全国各地で数多くの自然災害が発生した。各災害において被害が大きかった市区町村の片付けごみ等の収集運搬及び処理等で御支援いただき、感謝申し上げます。今後も災害が発生した際には、各都道府県及び政令指定都市におかれましても御協力をお願いしたい。

また、環境省では、災害において得られた教訓等を今後の災害廃棄物対策に活かすため、災害廃棄物処理に関する実績や取組事例を検証して整理し、関係者への情報共有を行うとともに、今後の災害廃棄物対策の実効性向上のためのフィードバックを行うこととしている。自然災害は、日本中どこでも発生しうるものであり、各地方公共団体においては、災害廃棄物処理計画の策定や見直しなど事前の備えを固めて体制の強化を図っていただきたく、災害廃棄物対策を検討する際にはこれらの成果を御活用いただきたい。

なお、過去の災害における対応状況等については、環境省災害廃棄物対策情報サイト（下記 URL）に掲載しているので、適宜御参照されたい。

<参考資料>

環境省 災害廃棄物対策情報サイト 災害廃棄物処理のアーカイブ

<http://kouikishori.env.go.jp/archive/>

（1）令和元年8月の前線に伴う大雨

令和元年8月26日に発生した前線により、東シナ海から九州北部地方にかけて発達した雨雲が次々と発生し、線状降水帯が形成・維持された。これにより、福岡県及び佐賀県では、3時間及び6時間降水量が観測史上1位の値を更新する地域があるなど、記録的な大雨となり、各地で河川の氾濫、浸水や土砂崩れ等が発生し、佐賀県を中心に4名の死者のほか、6,600棟を超える住家被害が発生した（令和元年12月5日15:00時点）。また、佐賀県大町町の鉄工所において、河川の氾濫により焼き入れ油が流出し、下流域に広く拡散するなど、住民生活に大きな支障が生じた。

環境省では発災直後から環境省職員及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）の専門家を被災地に派遣し、災害廃棄物処理に関する支援を実施するとともに、流出油の回収作業等における健康上の留意点について、専門家を現地に派遣し支援を実施した。

(2) 令和元年房総半島台風（台風第15号）

令和元年9月5日3時に南鳥島近海で発生した台風第15号は、非常に強い勢力となって同月9日3時前に三浦半島付近を通過し、5時前に千葉市付近に上陸した。この台風による大雨と暴風により、東京都で1名の死者が発生したほか、千葉県を中心に7万4,900棟を超える住家被害が発生するほか、千葉県を中心に、最大約93万4,900戸の大規模停電となるなど甚大な被害となった(令和元年12月5日17:00時点)。

環境省では発災直後から環境省職員及び災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. Waste-Net)の専門家を被災地に派遣し、災害廃棄物発生状況の確認等を実施したほか、環境省が主導して策定した関東ブロック災害廃棄物対策行動計画に基づく支援自治体職員の派遣や、被災自治体では処理できない災害廃棄物の広域処理の調整支援を実施した。

(3) 令和元年東日本台風（台風第19号）

令和元年10月6日3時に南鳥島近海で発生した台風第19号は、大型で猛烈な台風に発達し、この台風の影響により、多くの地点で3時間、6時間、12時間及び24時間降水量の観測史上1位の値を更新する記録的な大雨となった。この台風第19号とその後の度重なる大雨により、各地で河川の氾濫、堤防の決壊による浸水、土砂崩れ等が多数発生し、東北地方の太平洋側や関東地方を中心に104名の死者のほか、10万1,000棟を超える住家被害が発生するなど甚大な被害となった(令和2年4月10日9:00時点)。

環境省は発災直後から環境省職員及びD. Waste-Netの専門家からなる現地支援チームを派遣し、災害廃棄物処理に関する支援や、仮置場の設置・管理・運営等の技術的な支援を実施した。また、環境省が主導して策定した広域連携計画等に基づく支援自治体職員の派遣や支援自治体、関係機関等と連携した災害廃棄物の広域処理を道路輸送のみならず、海上輸送や鉄道輸送といった様々な形で実施するとともに、街中に集積された災害廃棄物については、防衛省・自衛隊と連携した撤去活動を実施した。

(4) 令和2年7月豪雨

令和2年7月3日から7月31日にかけて日本付近に停滞した梅雨前線の影響で各地で大雨となり、総降水量は、長野県や高知県の多い所で2,000ミリを超えたほか、九州南部、九州北部地方、東海地方及び東北地方の多くの地点で、24時間、48時間、72時間降水量が観測史上1位の値を超えた。この大雨により、球磨川や飛騨川、江の川、最上川といった大河川での氾濫が相次いだほか、土砂災害、低地の浸水等により84名の死者の

ほか、1万6,000棟を超える住家被害が発生するなど甚大な被害となった(令和3年1月7日14:00時点)。

環境省はこの災害によって生じた災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のため、被害の程度に応じて、被災自治体に対して、環境省や支援自治体の職員、D.Waste-Netの専門家からなる現地支援チームの派遣、公益社団法人全国都市清掃会議や民間団体の協力による県内外の自治体等からのごみ収集車の派遣、地方環境事務所によるきめ細かい技術的支援、災害廃棄物処理や施設復旧のための財政支援等を実施した。また、環境省が支援自治体、関係機関等と連携して調整・支援を実施し、道路輸送や海上輸送による広域処理の実施、損壊家屋の解体の体制構築等により、着実に処理を進めている。

環境省では、近年の災害の経験を踏まえ、今後の災害に備えた防衛省・環境省・自治体・ボランティア・NPO等の関係者の役割分担や、平時の取組、発災時の対応等を整理した連携マニュアルを昨年8月に策定した。今後は本マニュアルを関係者に周知して、災害廃棄物の発生に円滑かつ迅速に対応し得るように体制を整備するとともに、ブロック行動計画等に基づく支援のグッドプラクティスを全国的に展開・推進するための取り組みを行う。

<参考資料>

災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル

http://kouikishori.env.go.jp/action/cooperation/pdf/cooperation_01.pdf

2. 廃棄物処理法及び災害対策基本法の改正等

東日本大震災や近年の災害における経験を踏まえ、大量に発生する災害廃棄物について円滑かつ迅速な処理を実現し、災害廃棄物処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防止するため、平成 27 年に法制度の充実を行った（平成 27 年 8 月 6 日施行）。

廃棄物処理法の改正により、災害廃棄物処理に係る基本理念の明確化、非常災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る手続の簡素化等の規定を追加するとともに、同法施行令及び施行規則を改正し、非常災害時における一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託基準の緩和等の規定を追加した。また、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の改正により、大規模災害時における環境大臣による災害廃棄物の処理に関する指針の策定及び廃棄物処理の代行等の措置規定を追加した。詳細は以下参照。

（1）廃棄物処理法の改正

廃棄物処理法の改正として、平時の備えを強化するための関連規定と、非常災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置を整備した。

① 平時の備えの強化

平時の備えの強化としては、具体的には以下の規定を整備しており、地方自治体におかれては、災害が発生した場合における円滑かつ迅速な処理の確保のため、これらの規定を活用いただきたい。

（ア）災害により生じた廃棄物の処理に係る基本理念の明確化

災害により生じた廃棄物の処理に当たっても、平時と同様、生活環境の保全及び公衆衛生の支障を防止し、適正な処理を確保すること、また、分別、再生利用等により減量化が図られるよう配慮すること。

（イ）国、地方自治体及び事業者等関係者間の連携・協力の責務の明確化

災害廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に行われるためには、被災自治体、地元の事業者、専門家や国が緊密に連携した上で対処することが求められる。このため、災害時における廃棄物処理に関わる関係者の適切な役割分担及び連携・協力に係る責務を規定した。

（ウ）国が定める基本方針及び都道府県が定める基本計画の規定事項の拡充
廃棄物処理法第 5 条の 2 に基づき環境大臣が定めることとなっている「廃棄物の減量その他その適切な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に記載すべき事項として、新たに災害時における関連施策の推進と施設整備に係る事項を追加した。また、同法第 5 条の 5 に基づき都道府県が定めることとなっている「廃棄物の減量その他その適切な処理に関する計画」についても、新たに災害時における事項を

追加した。

② 非常災害時の廃棄物処理の特例

非常災害時における廃棄物処理に関する特例措置として、政省令改正も含め、具体的に以下の規定を整備している。

(ア) 非常災害時に市町村が一般廃棄物処理施設を設置する場合の特例

市町村が、災害が発生した場合に設置することを予定している一般廃棄物処理施設について、あらかじめ都道府県知事に協議し同意を得ておけば、非常災害が発生した際に、通常は必要な届出後の都道府県知事による基準適合の審査を経ずに施設を設置することができること。

(イ) 非常災害時における一般廃棄物処理施設の設置の特例

市町村以外の者が設置する一般廃棄物処理施設については、通常は都道府県知事からの許可が必要であるところ、非常災害時において、市町村から災害廃棄物の処分の委託を受けた者が受託した廃棄物の処分のために設置する一般廃棄物処理施設については、市町村が一般廃棄物処理施設を設置する場合と同様に、都道府県知事への届出のみでよいこと。

なお、本特例措置の適用には、施設の立地する市区町村における条例が必要であるため、条例の制定をお願いしたい。なお、すでに条例を制定している先行事例は以下の参考資料の通り。

<参考資料>

廃棄物処理法第9条の3の3に係る災害廃棄物処理の特例措置における自治体の条例制定事例

http://kouikishori.env.go.jp/guidance/ordinance_example/

(ウ) 非常災害時における産業廃棄物処理施設の活用に関する特例（省令改正）

産業廃棄物処理施設において、その産業廃棄物処理施設で処理する産業廃棄物と同様の性状の一般廃棄物を処理しようとするとき、平時はあらかじめ届け出ることが必要だが、非常災害時において、災害対応のために必要な応急措置として実施する場合は、その処理を開始した後、遅滞なく届け出れば足りること。また、この場合、産業廃棄物処理施設の設置許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限らず（廃棄物処理法施行規則第12条の7の16第1項の規定にかかわらず）、当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物を処理することができること。

(エ) 非常災害時における一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準等の特例（施行令改正）

一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準において、一律に再委託が禁止されているところ、被災した市町村の事務負担を軽減することによって災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を推進するため、非常災害時

において、市町村が非常災害により発生した廃棄物の処理を委託するとき、市町村及び市町村から委託を受けた者が、環境省令で定める基準（※）を満たす場合には、一般廃棄物の処理の再委託ができること。

（※）再委託基準

- ① 日常生活に伴って生じたごみ、し尿その他の一般廃棄物の収集、運搬、処分又再生を委託しないこと。
- ② 再受託者（受託者が市町村からの受託業務を委託する者）が次のいずれにも該当すること。
 - ・委託を受ける業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有すること
 - ・欠格要件に該当しないこと
 - ・再受託者が受託業務を更に他者に委託（再々委託）しないこと
 - ・一次委託契約書に再受託者となることが記載されていること
- ③ 再受託者に委託する業務に係る委託料が当該業務を遂行するに足りる額であること。
- ④ 一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託する際は、その収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。
- ⑤ 当該委託に係る一般廃棄物の適正な処理が確保されるよう、再受託者に対する必要かつ適切な監督を行うこと

（２）災害対策基本法の改正

平成 27 年の災害対策基本法の改正においては、大規模な災害から生じる廃棄物の処理に関する環境大臣による指針の策定を法定化するとともに、大規模な災害時の環境大臣による処理の代行措置を整備した。

今般の改正においては、大規模な災害が生じ、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要であるとして、その災害が政令で指定された場合、環境大臣が当該災害により発生した廃棄物の処理の指針を定めることとした。

また、特別措置法で規定していた環境大臣による廃棄物処理の代行について、大規模な災害が起こった場合の廃棄物処理の特例措置として追加することとした。具体的には、市区町村機能が著しく損なわれるような規模の災害が発生した場合、既に規定している廃棄物処理の特例や近隣自治体への事務委任によってもなお、廃棄物の処理が滞ることも想定されるため、被災市区町村からの要請に基づき、一定の要件に該当する場合に環境大臣が廃棄物処理の代行をすることとした。

3. 自治体における災害廃棄物対策及び各種支援

(1) 自治体による災害廃棄物の処理に関する計画の策定

東日本大震災以降も毎年全国各地で大規模な災害が起きている。これらの災害では、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、その被災状況に鑑み、環境省職員や D. Waste-Net の専門員からなる現地支援チームを被災地に派遣し、仮置場を巡回して分別方法について助言するなどきめ細かい対応を行ってきた。さらに災害廃棄物対策推進検討会等において、災害廃棄物処理実績を検証し、具体的な災害廃棄物処理計画の策定（発災時において各自治体に対応体制の構築、仮置場の確保、分別の徹底、民間事業者を含めた処理先の確保、他部局及び近隣自治体との連携等の必要事項をとりまとめたもの）等の事前の備えを進めておくことの重要性が示された。

市区町村の災害廃棄物処理計画の策定率は徐々に上昇してきている（都道府県：100%、市区町村：64%（令和3年3月末時点））。計画が未策定の自治体においては早急に対応いただきたい。

(2) 自治体向けの災害廃棄物対策に係るモデル事業の実施

自治体への災害廃棄物対策の実施状況に関するアンケート調査結果を踏まえ、廃棄物処理システムの強靱化推進のため、自治体の災害廃棄物対策の推進のためのモデル事業を平成27年度から実施している。平成27・28年度は災害廃棄物処理計画策定や処理困難物対策のモデル事業を実施し、平成29・30年度は計画策定と処理困難物対策に加え、都道府県を対象に図上演習の実施に関するモデル事業を実施した。令和元年度からは、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の一環で、特にマンパワーが限られている処理計画が未策定の中小規模の自治体を対象として、都道府県のリーダーシップのもと処理計画策定促進事業を実施した。

モデル事業の実施により得られたノウハウや自治体が災害廃棄物対策を実施する上での課題への対応策について、事例発表会や地域ブロック協議会等において関係者に周知している。

今後は、すでに計画を策定している自治体について、その計画が、実効性があるものかを適宜検証し、必要に応じて見直すことも重要である。環境省では、例えば図上演習等を通じて課題を抽出し計画の改定につなげるなど、自治体がより実効性の高い災害対策推進の支援を行う事業を進めることとしている。各都道府県及び各市区町村におかれては、当該事業の活用を含めて災害廃棄物対策について、幅広に管轄の地方環境事務所に相談頂きたい。

(3) 災害時における一般廃棄物処理事業の継続性の確保

発災時においては、災害廃棄物処理のみならず、通常の一般廃棄物の処理が継続的かつ確実に実施されることが、公衆衛生の確保及び生活環境の保全の観点から極めて重要となる。

このため、各市区町村におかれては、平時の備えとして、災害時において市区町村（市区町村自らのほか、市区町村の委託を受けた者（委託業者）や市区町村の許可を受けた一般廃棄物処理業者（許可業者）を含む）が一般廃棄物処理（収集・運搬及び処分・再生）事業を継続するための実施体制、指揮命令系統、情報収集・連絡・協力要請等の方法・手段等の事業継続計画を検討し、一般廃棄物処理計画や災害廃棄物処理計画等に反映するとともに、組織としての事業継続能力が維持・改善されるよう、継続的な取組をお願いしたい。

平成28年9月に改定した「ごみ処理基本計画策定指針」においても、災害時における一般廃棄物処理事業の継続性確保に関する取組の必要性を明記したところであり、改めて御確認いただきたい。

また、環境省では、昨年2月に市区町村が災害時初動対応を迅速かつ確実に行うための検討事項及びチェックリスト等を取りまとめたガイダンス文書として「一般廃棄物処理に関する災害時初動対応の手引き」を策定し、さらに近年の災害の経験を踏まえて令和3年3月に改定を行った。新型コロナウイルス感染症の発生状況も踏まえつつ、本手引きをご活用いただき、災害に対する備えを進めていただきたい。

<参考資料>

地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン

http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeizoku/pdf/jyuen_guidelines.pdf

大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeizoku/pdf/H28tebiki.pdf>

市区町村のための業務継続計画作成ガイド

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeizoku/pdf/H27bcpguide.pdf>

災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き

http://kouikishori.env.go.jp/guidance/initial_response_guide/

避難所でのごみの捨て方について（チラシ）

https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/leaflet-hinan1.pdf

https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/leaflet-hinan2.pdf

(4) 災害等廃棄物処理及び処理施設災害復旧に係る事務処理

近年、大量の災害廃棄物が発生する台風等の大規模災害が多発している。環境省では、こうした災害のために市町村等が実施する災害等廃棄物の処理や被災した廃棄物処理施設の復旧に要する費用に対し通常1/2の国庫補助を行っている。また、災害等廃棄物処理について令和元年度は約270市町村等において約624億円（国庫補助金ベース）、令和2年度は約80市町村等において約132億円（同）の予算が措置された。

こうした災害廃棄物等に係る財政支援の活用にあたっては、各市町村等より被災の報告をいただき、環境省及び管轄の財務局の立会のもと、災害査定を行うこととなるが、災害査定にあたっては、当該事業の必要性はもとより、根拠資料等が十分整っているかについても審査を行うこととなる。

補助金申請に必要となる報告書等の作成にあたっては、市町村等の実務担当者から「どのように事務手続きを行うのか」「〇〇は補助対象となるのか」等の質問が寄せられることが多々ある。そのため、こうした実務担当者の声を形にするべく、令和3年2月に、自治体担当者向けの「災害関係業務事務処理マニュアル」を改訂し、各都道府県を通じ市町村等に周知している。

今後とも災害廃棄物処理等に関しては被災市町村等や都道府県と連絡を密にし、被災直後の自治体の負担軽減を図るとともに、自治体が災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うことができるよう環境省としてもできる限りの支援を行っていく考えである。各都道府県におかれては、管内市町村等における、災害等廃棄物の処理や廃棄物処理施設の復旧に当たり、災害関係業務事務処理マニュアルも参考にしつつ、前広に管轄の地方環境事務所に相談頂きたい。

<参考資料>

災害関係業務事務処理マニュアル

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/index.html>

(5) 災害廃棄物対策における情報の集約、発信サイト

過去の災害において得られた災害廃棄物処理に係る知見や技術は、今後の対策を検討する上で有用な情報源となるため、「災害廃棄物処理情報サイト」において集約し発信している。具体的には各災害において発出した通知や廃棄物処理対策に関する情報を発信しており、令和2年においても令和2年7月豪雨における情報を掲載している。今後も、関連情報の集約・発信をさらに図っていく。

<参考資料>

災害廃棄物処理情報サイト

<http://kouikishori.env.go.jp/>

災害廃棄物情報プラットフォーム（国立環境研究所）

<https://dwasteinfo.nies.go.jp/>

(6) 循環交付金等を活用した廃棄物処理システムの強靱化

平成27年度より、これまでの循環型社会形成の推進という観点から循環型社会形成推進交付金により行ってきた一般廃棄物処理施設への支援に加えて、災害時の廃棄物処理システムの強靱化及び地球温暖化対策の強化という2つの柱を前面に打ち出して支援を充実した。

これは、廃棄物処理施設を、地域の防災拠点として、災害時には自立稼働して地域の災害廃棄物を受け入れ、災害廃棄物の処理に伴い発生するエネルギーを高効率に回収し、公共施設や避難所等に電気・熱を供給できるインフラとし、廃棄物処理システムの強靱性を確保することを念頭に置いたものである。

各都道府県におかれては、同交付金等の活用などを通じて、廃棄物処理施設の強靱化、災害拠点化が図られるよう、管下市区町村への周知、働きかけをお願いしたい。

(7) 地域ブロック協議会における取組

地域の災害廃棄物対策を強化するために、地方環境事務所が中心となり全国8か所に地域ブロック協議会を設置し、都道府県や主要な市区町村、地域の民間事業者や有識者等の参加の下、都道府県の枠を超えた地域ブロック内の実効性のある災害廃棄物処理の枠組みの構築を進めている。また、セミナーやワークショップ等を開催し、自治体の災害廃棄物処理計画策定の支援や人材育成、災害廃棄物対策に関する最新の情報提供・共有を継続している。

さらに、大規模災害も想定した平時からの備えとして、災害廃棄物の発生量の想定や地域ブロックにおける廃棄物処理に係る計画や対策等の検討を行っており、平成 27 年 11 月に策定した「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」を活用し、全ての地域ブロックにおいて、災害廃棄物対策行動計画を策定した。令和 2 年においても令和 2 年 7 月豪雨において、関東地方及び中部地方のブロック協議会で策定した行動計画により、支援自治体による被災自治体の人的支援や広域処理等が行われた。今後は必要に応じて行動計画の見直しを実施していく予定である。

各都道府県及び各市区町村におかれては、地方環境事務所が中心となって設置した協議会等において、行動計画の策定や必要な訓練等が実施されるよう引き続き御協力をお願いしたい。

<参考資料>

大規模災害時廃棄物対策北海道協議会

http://hokkaido.env.go.jp/recycle/post_27.html

東北地方災害廃棄物対策ブロック協議会

<http://tohoku.env.go.jp/recycle/index.html>

大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会

<http://kanto.env.go.jp/post.html>

大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会

http://chubu.env.go.jp/recycle/mat/r_8.html

大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会

http://kinki.env.go.jp/recycle/web_2.html

災害廃棄物中国ブロック協議会／災害廃棄物四国ブロック協議会

http://chushikoku.env.go.jp/recycle/mat/m_7_1.html

大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会

http://kyushu.env.go.jp/recycle/post_7.html

(8) 災害廃棄物処理支援ネットワーク (D. Waste-Net)

国が集約する知見・技術を有効に活用し、各地における災害対応力向上につなげるため、その中心となる関係者による人的な支援ネットワーク（有識者、地方自治体関係者、関係機関の技術者、関係業界団体等から構成）を平成 27 年 9 月に発足し、平成 29 年 1 月に一般廃棄物処理業界団体や（公社）日本ペストコントロール協会等、平成 30 年 12 月に（公社）におい・かおり協会と（公財）自動車リサイクル促進センターを追加し、体制を強化している。

D. Waste-Net は、環境省から協力要請を受けて、災害の種類・規模等に

応じて、災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に行われるよう、平時、発災時の各局面において支援活動を行うこととしている。具体的には、発災時には、初動対応における災害廃棄物処理体制の構築や処理困難物等に関する技術的助言、復旧・復興対応における災害廃棄物量の推計や災害廃棄物処理実行計画の策定支援等を行い、また、平時には自治体による災害廃棄物処理計画等の策定や人材育成、防災訓練等への支援を行うこととしている。

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、正式発足の直前から支援活動を実施し、平成 28 年熊本地震、平成 29 年九州北部豪雨、平成 30 年大阪府北部地震、7 月豪雨、北海道胆振東部地震、令和元年 8 月の前線に伴う大雨、台風第 15 号及び第 19 号で支援を実施した。令和 2 年も令和 2 年 7 月豪雨で支援活動を展開している。

また、D.Waste-Net の平時の取組として、平成 28 年度に（国研）国立環境研究所に「災害廃棄物に関する研修ガイドブック」を策定いただいた。本ガイドブックは、災害廃棄物分野における人材育成の基本的な考え方を取りまとめた「総論編」と、ワークショップ型研修を災害廃棄物分野で実践する上での留意点や設計の考え方等を示した「ワークショップ型研修編」が策定されている。各都道府県及び各市区町村におかれては、災害廃棄物分野の人材育成の戦略や事業を主体的かつ効果的に考えるための手引きとして、御活用頂きたい。

<参考資料>

D.Waste-Net サイト

http://kouikishori.env.go.jp/action/d_waste_net/

災害廃棄物に関する研修ガイドブックサイト（国立環境研究所）

<https://dwasteinfo.nies.go.jp/cd/index.html>

4. 大規模災害発生時における災害廃棄物対策に関する検討について

(1) 国土強靱化に係る動向

国土強靱化に関する施策の策定、推進に当たっては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が成立、平成26年6月には「国土強靱化基本計画」が閣議決定され、平成30年12月には同計画の見直しが行われた。見直し後の同計画において、廃棄物処理については「大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態」を回避するため、以下の推進方針を示している。

- ・ 都道府県、市区町村による災害廃棄物処理計画の策定や見直し、災害時においても自立稼働が可能なごみ焼却施設の導入も含む、災害に強い廃棄物処理施設の整備、広域的な処理体制の確保、災害廃棄物発生量の推計に合わせた仮置場の確保、災害時に有効な資機材等の確保、災害廃棄物の再生利用の推進等と、これらの実効性の向上に向けた教育訓練による人材育成を行う。これらの、地方公共団体レベル、地域ブロックレベル、全国レベルでの取組を平時から進めることにより、災害廃棄物の広域連携体制の構築を進め、廃棄物処理システムの強靱化を図る。

(2) 災害廃棄物対策に係る数値目標

平成30年6月に閣議決定された第四次循環型社会形成推進基本計画において、循環型社会のための指標・数値目標が設定されており、それぞれ下表のとおり災害廃棄物に関する新たな数値目標が設定されている。

指標	数値目標	目標年次
災害廃棄物処理計画策定率（代表指標）	都道府県 100% 市区町村 60%	2025年度
災害時再稼働可能な施設の割合	50%	
ごみ焼却施設における老朽化対策	85%	
災害廃棄物に係る仮置場整備率	70%	
災害廃棄物に係る教育・訓練の実施率	都道府県 80% 市区町村 60%	
災害に係る有害廃棄物対策検討実施率	100%	

(3) 環境省における検討

大規模な災害は、その被災地域が都道府県内にまたがる、また隣接する都道府県間のみでは必要な対応が行えない等により、通常災害とは次元の異なる対応が必要となる。このため、国、都道府県、市区町村、民間事業者等の各主体が平時から備えておくべき大規模災害特有の事項について、関係者が一丸となって対策を行っていくことが重要である。

i) 災害廃棄物対策推進検討会

平成 28 年度から新たに災害廃棄物対策推進検討会を開催し、災害発生時における廃棄物対策について総合的な検討を進めている。

令和 2 年度は、①継続的な災害廃棄物対策の検討として、災害廃棄物処理の経験を有する自治体職員を対象とした人材バンク制度の運用に関する事項②災害廃棄物処理システムや技術に関する事項③災害時の廃棄物処理を見据えた地域間協調のあり方に関する事項④「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」の見直しに関する事項⑤D. Waste-Net との強化として、環境省との情報共有の円滑化等について検討を進めている。

ii) 災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）

令和 2 年度は、全国の地方公共団体における災害廃棄物処理を経験し、知見を有する職員の推薦依頼を行った。その後、地方公共団体から推薦を受けた職員を「災害廃棄物処理支援員」とする登録リストの作成を実施。災害が発生した場合には、被災した地方公共団体の要請により「災害廃棄物処理支援員」の派遣が行われる。活動内容としては、災害廃棄物処理の方針に係わる助言や調整、または災害廃棄物処理の個別課題に対する助言や調整などを想定している。また「災害廃棄物処理支援員」を対象とした研修を実施した。新型コロナウイルス感染症防止のため、オンライン形式での開催となったが、災害等廃棄物処理事業費補助金等に係わる座学や、令和 2 年 7 月豪雨において実際に被災地支援に行かれた災害廃棄物処理支援員の活動紹介などの研修を行った。

令和 2 年度については、都道府県が 30 自治体 64 人、市区町村が 91 自治体 175 人で、合計 121 自治体で 239 人の方に登録をいただいた（令和 3 年 3 月 31 日時点）。また、登録内容を分析したところ、被災した経験のある災害廃棄物処理支援員の災害種類別においては、水害の経験者が最も多かった。また、地震の経験者が少ないため、推薦出来る職員がいましたら、ぜひご登録をお願いしたい。

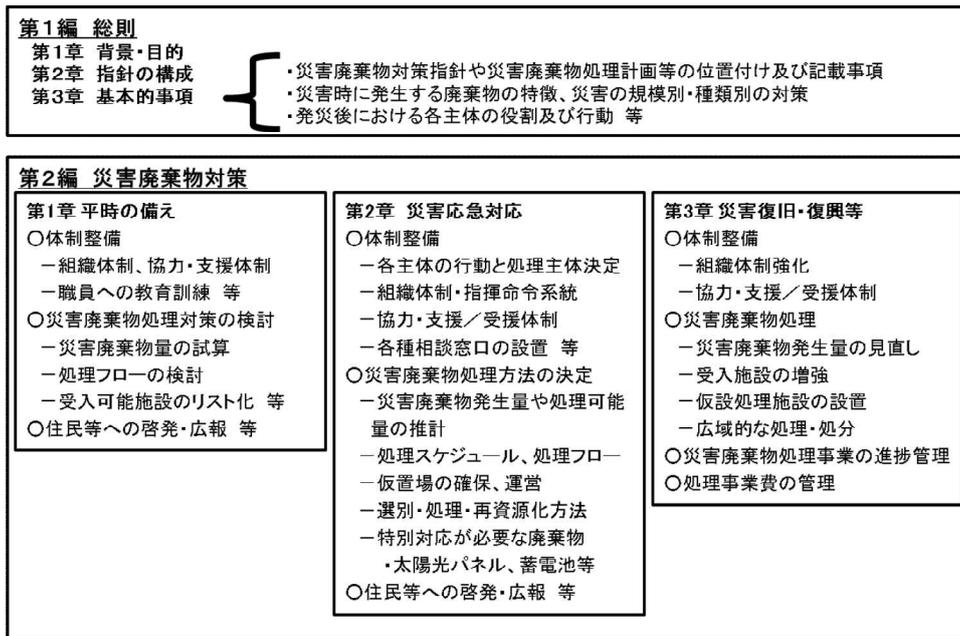


図 災害廃棄物対策指針の構成

<参考資料>

大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/earthquake/committee.html>

大規模災害発生時を見据えた災害廃棄物対策の今後のあり方について

http://kouikishori.env.go.jp/action/investigative_commission/future_consideration/pdf/future_consideration_01.pdf

災害廃棄物対策に関して今後検討すべき事項とその進め方（平成30年3月）

http://kouikishori.env.go.jp/action/investigative_commission/future_consideration/future_consideration_h3003.html

災害廃棄物対推進策検討会

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/earthquake/committee2.html>

災害廃棄物対策指針

<http://kouikishori.env.go.jp/guidance/guideline/>

